

コロナ感染症から子どもと教育を守ろう！NEWS(9)

新型コロナ感染症に関する通知などの情報や、府高教のとりくみ、現場の声をお伝えします

エアコン稼働は学校業務の大前提

今夏の各校エアコン配分時間は「通知しません」しかし、教職員の勤務時間外は稼働せず

府教委は5月21日、「令和2年度大阪府立高等学校教育環境改善事業上期空調設備の稼働について」を各校長に通知し、今夏の府立高校の空調設備（エアコン）の運用について示しました。

5/21 通知の抜粋

1. 使用期間

「**6月15日から9月15日までの間**で外気温が27℃または湿度70%を上回る場合」

「本通知(5/22)から6月14日までの間」及び「9月16日から9月30日までの間」について、体育祭等の学校行事やクラブ活動などの学校活動の場合のほか、**生徒の安全確保のために、必要と学校長が判断する場合は、空調設備を稼働**させることができます。」

2. 適切な運用

「**例年、通知している配分時間**については、新型コロナウイルス感染症の影響により、**現時点で授業・学校行事等の取扱いが未確定であるため、今年度は通知しません。**」

教職員については「**所定の勤務時間内での稼働**」

3. 適正な温度設定

「今年度については新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため換気を行う必要がありますので、それにより**機器の設定温度を28℃にしても室温が28℃付近になりにくい場合などは、機器の温度を下げて稼働**」

4. 空調使用時の換気について

【換気の頻度について】

○全熱交換機使用時

常時、窓等を開け換気を行う必要はないが、**休み時間毎に1回（5分程度）の換気**を行うこと。

○全熱交換機が設置されていない教室等の場合
以下のいずれかの対応を行うこと

・常時、窓等を開け換気を行う

・常時の換気が変わり、**30分に1回（5分程度）の換気**を行う。

コロナ対策とあわせて、熱中症対策を！早急な整備と稼働予算配置を！

生徒と教職員のいのちと健康を守るために、必要に応じたエアコン使用を可能とすることは当然の対応です。しかし、教職員については従来通り「所定の勤務時間内」での稼働としており、労働安全面で大きな不安があります。時間外勤務縮減の方策とともに、エアコン使用延長の措置も必要です。

教職員の「3密」を防ぐために職員室以外に準備室などに分散して業務を行うこともあり得ます。教職員の感染防止対策は、生徒の感染防止対策と同じです。エアコンの整備や稼働に必要な予算は府の責任において措置しなければなりません。

府高教は、基本的要求で、すべての教室、教員が業務を行う部屋へのエアコン設置を求めています。感染防止対策、教育条件整備とあわせてエアコン配備などの熱中症対策、早急な拡充に向けて全力をあげます。

学校の再開は条件整備とセットで！ # 少人数クラスでゆとりある教室を



教育予算増に向けて！
「えがお署名」にご協力を！